おおいた市民環境大学OB会規約(案)

(名称)

第1条 本会は、おおいた市民環境大学OB会(以下「OB会」という。)と称する。

(目的)

第2条 OB会は、市が取り組む環境施策に対する提言、提案、協力、また、地域 に於いて、他団体と協働して、地球温暖化防止に関する方策を協議し、具体的に 対策を講じ、行動を実践することを目的とする。

(組織)

第3条 OB会は、大分市が開催する「おおいた市民環境大学」の修了生で組織する。

(事業)

- 第4条 OB会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。
 - (1) 地域で実践できる地球温暖化防止に関する事。
 - (2) 地球温暖化防止に関する普及啓蒙に関する事。
 - (3) 地球温暖化防止に関する情報把握及び情報交換に関する事。
 - (4) その他第2条の目的を達成するために必要な事業。

(役員)

- 第5条 OB会に次に掲げる役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 複数名 (期生毎)
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) 会計 1名
 - (5) 会計監査 1名
 - (6) 顧問 若干名
 - 2 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の選出)

第6条 役員は、会員の互選により総会に於いて選任する。

(役員の職務)

- 第7条 会長は、OB会を代表し、会務を総理する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けた時は、その職務

を代行する。

3 事務局長はOB会の事務を処理する。

(会議)

第8条 OB会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

(専門部会)

第9条 第4条に掲げる事業を実施するため、専門部会を設置する。 2 部会に部会長、副部会長を置く。

(会費)

第10条 第4条に掲げる事業を実施するため、会費を徴収する。 会費は、年2,000円とし、会費の徴収は会計が行う。

附則1

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附則2

第5条 (役員)に会計、会計監査、顧問を追加 第10条(会費)の条項追加に伴うもの

第10条 (会費)を追加